

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除など}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{年税額}}$$

(千円未満切捨て)

### ⑪ 寡婦・寡夫控除

配偶者と離別・死別した納税者には、寡婦・寡夫控除が受けられる場合があります。適用要件と控除額は以下の表のとおりです。

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 寡婦控除   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(合計所得金額が500万円以下の方で) 夫と死別またはその生死が不明のとき</li> <li>・夫と離別・死別またはその生死が不明のときで扶養する親族<sup>*1</sup>または生計を一にする子<sup>*2</sup>がある方</li> </ul> | 260,000 円 |
| 特別寡婦控除 | (合計所得金額が500万円以下の方で) 夫と離別・死別またはその生死が不明のときで扶養親族である子 <sup>*1</sup> がある方  | 300,000 円 |
| 寡夫控除   | (合計所得金額が500万円以下の方で) 妻と離別・死別またはその生死が不明のときで生計を一にする子 <sup>*2</sup> がある方  | 260,000 円 |

- ※ 1. 扶養親族とは、16歳未満の方を含む合計所得金額が38万円以下の方です。ただし、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は含まれません。
- ※ 2. 生計を一にする子とは、16歳未満の方を含む総所得金額等が所得税の基礎控除額(38万円)以下の方です。ただし、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は含まれません。

## 寡婦

死別または生死不明

本人  
子どもが扶養親族がいる

所得制限なし

離別

本人  
子どもが扶養親族がいる

所得制限なし

死別または生死不明・離別

30万円

合計所得金額  
500万円以下

本人  
子どもがいる

26万円

本人

合計所得金額  
500万円以下

子どもや扶養親族がない

寡夫

死別または生死不明・離別

合計所得金額  
500万円以下

26万円

本人  
子どもがいる